

法改正 & 新法

2026

# 本書の使い方

## Section 08

重要度 ★★

学習したらCheck!

一部改正

## 鳥獣保護管理法

法令名：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律  
公布日：令和7年4月25日(令和7年法律第28号)  
施行日：令和7年9月1日(一部の規定を除く)

### 重要度

★の数が多いほど重要度が高いです。  
まずは★★★★の項目だけでも押さえましょう。

### ここがポイント

#### ●緊急銃猟の創設

- 人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、市町村長等の責任において、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となった
- 緊急銃猟を実施した者は、原則として法的責任（行政上、刑事上、民事上の責任）を負わない
- クマ等が日常生活圏に出現した場合に従来実施してきた警職法4条1項に基づく危険時の措置と、鳥獣保護管理法で新設された緊急銃猟とでは、適用が想定されるケースが異なる

### 1 用語の整理

危険鳥獣	人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令(鳥獣保護管理法施行令)で定める鳥獣。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。 →ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ(鳥獣保護管理法施行令)
緊急銃猟	危険鳥獣が人の生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等をすること(鳥獣保護管理法34条の2)。

ここがポイント  
法改正・新法のポイントをまとめています。



# 目 次

## Contents

本書の使い方	2
掲載法令一覧	4
法令略称一覧	5
<b>Section 01 刑法①</b>	6
<b>Section 02 刑訴法①</b>	8
<b>Section 03 麻向法等</b>	13
<b>Section 04 総合法律支援法</b>	17
<b>Section 05 道交法</b>	20
<b>Section 06 銃刀法</b>	32
<b>Section 07 入管法</b>	45
<b>Section 08 鳥獣保護管理法</b>	50
<b>Section 09 刑法②</b>	56
<b>Section 10 刑訴法②</b>	63
<b>Section 11 通信傍受法</b>	70
<b>Section 12 警職法</b>	72
<b>Section 13 風営法</b>	77
<b>Section 14 金属盗対策法</b>	85
<b>Section 15 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範</b>	89
<b>Section 16 ストーカー規制法・DV 防止法</b>	91

本書は、原則として、令和 7 年から 8 年にかけて公布又は施行された（る）法改正 & 新法のうち、警察実務に関わるものまとめたものです。

※ Section 01～06 は、令和 7 年 3 月号付録「法改正 & 新法 2025」（警察公論第 80 卷 第 3 号）に掲載したものを再編集したものになります。

## 掲載法令一覧(原則として、公布順)

	法令名	法改正・新法のポイント	公布/施行	掲載情報
01	刑法①	・侮辱罪の法定刑引上げ ・「拘禁刑」の創設	公 R40617 施 R40707、 R70601	○警察学論集 第 76 卷 第 1 ~ 2 号
02	刑訴法①	・公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設 ・位置測定端末(いわゆる GPS 端末)装着命令制度の新設	公 R50517 施 R50606、 R51115 等	○警察公論第 78 卷第 10 ~ 11 号
03	麻向法等	・大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備 ・大麻等の不正な施用に麻向法の禁止規定及び罰則規定が適用されることに ・「大麻取締法」の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更	公 R51213 施 R61212、 R70301	○警察学論集 第 78 卷 第 2 号
04	総合法律支援法	・犯罪被害者等支援弁護士制度の創設	公 R60424 施 R80113	○警察学論集 第 77 卷 第 12 号
05	道交法	・自転車の「ながら運転」の罰則を強化 ・自転車の「酒気帯び運転」への罰則の適用 ・交通事故通告制度(青切符)を自転車に適用 ・車が自転車を追い抜く際、「間隔に応じた安全な速度」で進行する義務 ・ペダル付の原動機付自転車等の「運転」の明確化 ・普通仮免許等の年齢要件等の引下げ	公 R60524 施 R61101、 R80401	○警察学論集 第 77 卷 第 10 号 ○警察公論第 80 卷第 1 ~ 2 号
06	銃刀法	・「拳銃等以外の銃砲等」について、発射罪の適用対象に ・「拳銃等以外の銃砲等」について、所持の罰則を強化 ・銃砲等の所持のあり又は唆しに関する罰則を新設 ・電磁石銃を「銃砲」に追加し、所持を禁止 ・「ライフル銃」の範囲を拡大し、ハーフライフル銃の所持許可に係る規制を強化 ・いわゆる眠り銃に対する規制を強化	公 R60614 施 R60714、 R70301	○警察学論集 第 78 卷第 1 号 ○警察公論第 80 卷 第 4 号
07	入管法	・在留カード電磁的記録の偽変造等の罰則を規定	公 R60621、 R70523 施 R80620まで	○警察学論集 第 77 卷 12 号
08	鳥獣保護管理法	・緊急銃獵の創設	公 R70425 施 R70901 (一部を除く)	○警察公論第 80 卷 第 11 号
09	刑法②	・電磁的記録文書等に関する偽造の罪を新設 ・電子計算機損壊等公務執行妨害罪の新設	公 R70523 施 R70612	
10	刑訴法②	・電磁的記録による令状(電子令状)が可能に ・電磁的記録提供命令を新設(記録命令付差押えを廃止) ・訴訟書類の電子化 ・ビデオリンク方式の対象の拡大 ・電磁的記録の証拠調べの方法を新設	公 R70523 施 R80522まで、 R90331まで等	○警察学論第 79 卷第 1 号 ○警察公論第 80 卷 第 12 号
11	通信傍受法	・通信傍受の対象犯罪の拡大 ・傍受令状の電子化	公 R070523 施 R70612、 R90331まで	○警察学論第 79 卷第 1 号

12	警職法	<ul style="list-style-type: none"> <li>危害防止措置(アクセス・無害化措置)の主体は、警察庁長官が指名した警察官(サイバー危害防止措置執行官)に限定</li> <li>危害防止措置を実施する場面の規定</li> <li>危害防止措置の内容は、攻撃サーバー等の管理者等への措置の命令及び攻撃サーバー等への措置を自ら実施すること</li> <li>国外の攻撃サーバー等への措置に際しては、外務大臣と事前協議が必要</li> <li>危害防止措置に際しては、原則、サイバー通信情報監理委員会の事前承認が必要</li> </ul>	公 R70523 施 R81122まで	○警察学論第78巻第9号 ○警察公論第80巻第10号
13	風営法	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪質ホストクラブ問題への対策(悪質な取立て行為やスカウトバッ克の禁止等)</li> <li>無許可営業などの罰則の大幅引上げ</li> <li>不適格者を排除するため、欠格事由を追加</li> </ul>	公 R70528 施 R70628、R71128	○警察学論第78巻第12号
14	金属盗対策法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に被害の多い金属、つまり銅のみを規制(現時点)</li> <li>金属盗に多く使用されている、ケーブルカッター、ボルトクリッパーの2種の隠匿携帯が処罰対象に</li> <li>金属くず買受業者に対する規制</li> </ul>	公 R70620 施 R70901、R8.6.19まで	
15	警察官等特殊銃使用及び取扱い規範	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊駆除対応プロジェクトチームの運用が開始</li> <li>警察官がライフル銃を使ってクマ等の危険鳥獣の駆除が可能に</li> </ul>	公 R71113 施 R701113	
16	ストーカー規制法・DV防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「位置情報無承諾取得等」に該当する行為の追加(紛失防止タグ)</li> <li>職権での警告が可能に</li> <li>ストーカー被害者に対する援助対象者の追加</li> <li>禁止命令等の主体の追加</li> <li>探偵業者等への規制</li> </ul>	公 R71210 施 R71230、R80310	

## 法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴法	刑事訴訟法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	金属盗対策法	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
さ	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
た	鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
ま	麻向法	麻薬及び向精神薬取締法

# 鳥獣保護管理法

一部改正

**法令名**：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

**公布日**：令和7年4月25日(令和7年法律第28号)

**施行日**：令和7年9月1日(一部の規定を除く)

## ここがポイント

### ●緊急銃猟の創設

- 人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、市町村長等の責任において、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となった
- 緊急銃猟を実施した者は、原則として法的責任（行政上、刑事上、民事上の責任）を負わない

### ●クマ等が日常生活圏に出現した場合に従来実施してきた警職法4条1項に基づく危険時の措置と、鳥獣保護管理法で新設された緊急銃猟とでは、適用が想定されるケースが異なる

## 1 用語の整理

危険鳥獣	人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるものとして政令(鳥獣保護管理法施行令)で定める鳥獣。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。 →ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ(鳥獣保護管理法施行令)
緊急銃猟	危険鳥獣が人の生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等をすること(鳥獣保護管理法34条の2)。



## ② 緊急銃猟の創設(鳥獣保護管理法 34条の2)

### ◎ 改正の趣旨

改正前の鳥獣保護管理法は、○住居集合地域等における銃猟、○建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、○夜間の銃猟を禁止していた（同法38条）。



しかし

近年、危険鳥獣による人の日常生活圏への侵入が増加していることなどを踏まえ、これらの事態に対し、より**予防的かつ迅速**に対処するため、**人の日常生活圏において、危険鳥獣について銃猟することを可能とする制度**が創設された。

### ◎ 緊急銃猟

緊急銃猟は、以下の4つの条件を満たした場合に可能（38条の適用除外）。

- ① 危険鳥獣（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと
- ② 人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要であること
- ③ 銃猟以外の方法では捕獲等が困難であること
- ④ 猟銃によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがないこと

どのようなとき	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 例：クマ等が建物に侵入している場合で、農地や河川敷で実施
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う。そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。

何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻醉銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能※許可申請は不要

出典：「緊急銃猟ガイドライン（簡易版）」（<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>）を基に株式会社立花書房が作成

## ◎ 留意事項

行政上の責任	刑事上の責任
<input type="checkbox"/> 銃刀法の発射禁止違反とはならない（原則）→❶、❷ <input type="checkbox"/> 銃刀法の注意義務違反とはならない（原則）→❸ ※以上から、緊急銃猟の実施等に関して銃刀法上の行政処分等を検討する場合は、慎重な判断	<input type="checkbox"/> 物件等を投げる等の禁止違反は不成立 道路上の人・車両等を損傷するおそれのある状態で発射しても、成立しない→❹ <input type="checkbox"/> 業務上過失致死傷罪は不成立 市町村長が緊急銃猟の条件を満たしていることを認め、捕獲者においても人身事故のおそれがないことを確認するなど緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たした上で実施する限り、通常は成立しない

### ❶ 発射禁止違反（銃刀法 3 条の 13）の適用について

銃刀法は、公共の空間における発射を禁止（3の13）

↓ しかし

緊急銃猟は、**特定有害鳥獣駆除**（銃刀法 3 の 13⑤）に当たる

↓ よって

緊急銃猟は、公共の空間における発射禁止違反とはならない

### ❷ 許可銃砲等の発射禁止違反（銃刀法 10 条 2 項）の適用について

銃刀法は、許可銃砲等の発射を禁止（10条 2 項）

↓ しかし

緊急銃猟は、**特定有害鳥獣駆除**（銃刀法施行令 1 条）に当たる

↓ よって

緊急銃猟は、銃刀法 10 条 2 項 3 号に該当し、許可銃砲等の発射禁止違反とはならない

- ③ 許可銃砲等の発射時の注意義務（銃刀法10条3項）について  
銃刀法は、発射時の注意義務を規定（10条3項）

↓ しかし

緊急銃獵の結果に対する責任の主体は、実施主体である市町村長であり、実際に緊急銃獵を実施する者ではないというのが改正法の趣旨

↓ よって

緊急銃獵の結果、人の財産に危害が生じた場合であっても、所持許可者に対して、銃刀法10条3項違反により行政処分を行うことは適当ではない

- ④ 猟銃等の用途の確認

緊急銃獵は有害鳥獣駆除に当たるので、緊急銃獵に使用する猟銃等には有害鳥獣駆除の用途が付されている必要がある

↓ よって

緊急銃獵を実施する職員（又は委託されて緊急銃獵を実施する者）が使用する猟銃等の所持許可の用途を確認しておく

- ⑤ 物件等を投げる等の禁止違反（道交法120条1項10号）の適用について

道路上の人・車両等を損傷するおそれのある物件を発射することは、道交法で処罰（道交法120条1項10号、76条4項4号）

↓ しかし

緊急銃獵は、今回の改正で法令に基づく行為として明文規定が置かれたことから、正当行為として違法性が阻却され（刑法8条、35条）、物件等を投げる等の禁止違反は成立しない

**③ 緊急銃獵のための土地の入り・障害物の除去**  
(鳥獣保護管理法34条の3)

原則として地権者と調整した上で行うことが望ましいが、緊急時にはそれによらずに対応できるようにするため、緊急銃獵をし、又は緊急銃獵により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、他人の土地に立ち入ったり、障害物の除去をしたりすることができるとの規定が設けられた。

例

- 私有地に侵入したツキノワグマに向かって発砲するため、当該土地に立ち入ること
- 発射に邪魔になる障害物の除去や死亡したイノシシを回収するために、他人の私有地に立ち入ること

#### ④ 安全を確保するための措置(鳥獣保護管理法 34条の 4)

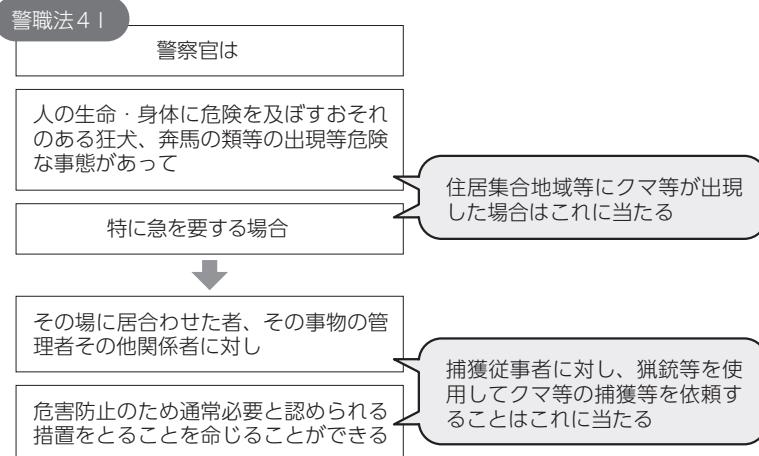
##### ◎通行の禁止・制限の措置(1項)

緊急銃猟を実施する際、市町村長は、危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止・制限するとともに（違反に対しては罰則。84条の2）、管轄する警察署長へ通報する（鳥獣保護管理法施行令5条1項）。通報を受けた警察署長は、警察本部に報告の上、通行禁止・制限が行われる区間の道路周辺における交通規制等、必要に応じ、所要の対応を迅速に実施する。

##### ◎避難の指示(2項)

市町村長は、緊急銃猟を実施するに当たって、人の生命・身体に対する危害を防止するため必要があるときは、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

## 5 警職法 4 条 1 項に規定する危険時の措置との関係



	緊急銃猟 (鳥獣保護管理法 34 の 2)	危険時の措置 (警職法 4  )
適用が予定されるケース	クマ等が人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 例住宅地に隣接する河川敷にクマが出現した場合、建物にクマが入り込んだ場合	危険鳥獣が人里に出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合 例公園に出没したクマが子供に接近している場合

### ◎警察官によるライフル銃の使用

令和 7 年 11 月 13 日、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範が改正・施行され、警察官もライフル銃等でクマ等を駆除することができるようになった(同規範 4 ④)。

\*詳細は、セクション 15

# 刑法②

一部改正

**法令名**：情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

**公布日**：令和7年5月23日(令和7年法律第39号)

**施行日**：令和7年6月12日

## ここがポイント

- 文書偽造の罪の客体に電子データが追加され、タブレットやスマートの画面に表示される文書等を偽造する行為が処罰されることに（電磁的記録文書等偽造等罪）。
- 印章偽造の罪の客体に電子印鑑が追加され、タブレットやスマートの画面に表示される印鑑を偽造する行為が処罰されることに（電磁的記録印章等偽造等罪）。
- 公務員がコンピュータを使用して職務を執行する際に、そのコンピュータの動作を妨げるなどして職務執行を妨害する行為が処罰されることに（電子計算機損壊等公務執行妨害罪）。

## ① 情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に 適切に対処するための規定の整備

近時、スマートフォンやタブレット端末などが広く普及し、様々な電磁的記録が紙媒体と同様に利用されるようになっているところ、

- 他人に成りすまして虚偽の内容の電磁的記録を作成すること
  - 刑事手続のデジタル化（⇒Section10）に伴って生じる違法行為（例えば、電磁的記録による令状の偽造）
- などに対処するため、文書偽造の罪、印章偽造の罪及び公務執行妨害の罪について改正が行われた。

## ② 電磁的記録文書等に関する偽造の罪を新設

「文書等として表示されることとなる電磁的記録（以下「電磁

的記録文書等」という。)」を偽造する行為等を処罰するための構成要件が新設された\*。

\* 電磁的記録(電子データ)は、可読性・可視性に欠け、文書偽造の罪の客体である「文書」又は「図画」(以下「文書等」という。)に該当しないし、モニターなどに表示されたとしても、永続性の要件を満たさず、文書等に当たらないため、新たな構成要件を設ける必要が生じていた。

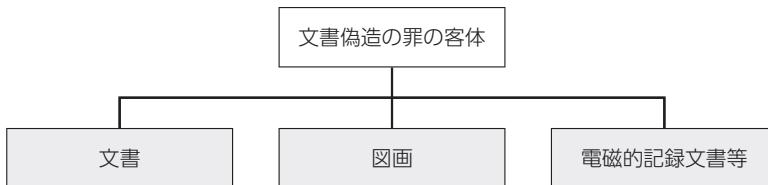
## ◎ 電磁的記録文書等

電磁的記録文書等とは >>>

文書等として電子端末に表示されて人に行使されることとなる電子データのこと。

例 タブレットの画面に表示された文書・図画

新設された罪の中核的な概念



## ◎ 電磁的記録文書等偽造等罪

文書偽造等罪に、客体として「電磁的記録文書等」が加えられ、電磁的記録文書等偽造等罪が新設された(網掛け部分)。各罪の構成要件は、基本的に、それに対応する従来の文書偽造罪等の各罪の構成要件と同様である。